

4. 単独転換Q&A

Q: 済化槽の工事はどれくらいかかるの?

A: 一週間程度の工事で設置できます。

設置されている単独処理済化槽を撤去してから済化槽を設置するときは、工事期間中トイレが使用できないため仮設トイレを使用していただく場合があります。また、新しい配管に切り替える作業のため、3~7時間は排水が流せません。

Q: 設置には広い敷地が必要ですか?

A: 単独処理済化槽より少しだけ広い敷地が必要です。しかし、最近の済化槽は高性能で小型化され、済化槽の設置面積は、単独処理済化槽とあまり変わらないものも開発されてきています。

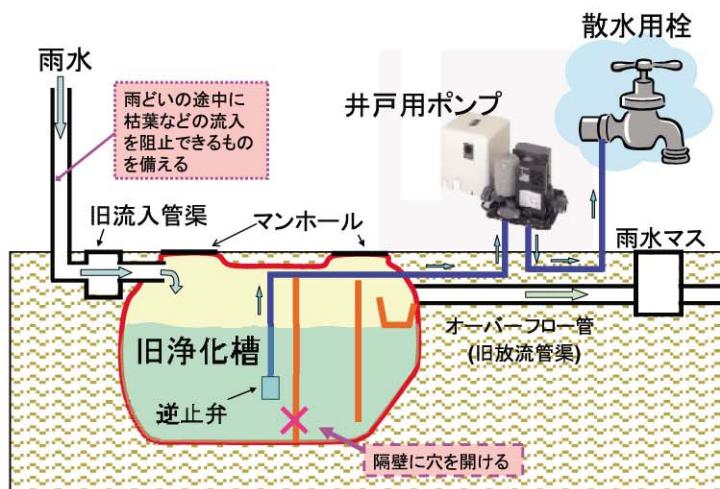
Q: 不要となった単独処理済化槽はどうするのですか?

A: 水槽として再利用ができるものは「雨水貯留槽」「防火水槽」等に改造され利用されるケースもあります。次ページに単独処理済化槽を雨水貯留槽として活用している事例を紹介します。

【コラム：地震における 活用事例について】

大規模地震のときには水洗トイレが使用できなくなる可能性がありますが、単独処理済化槽を雨水貯留槽としておけば、水道も電気も使えない事態となっても、バケツなどで水を運べば、一時的にトイレを使用することができます。

浄化槽を活用した雨水利用施設



Q: 単独処理済化槽の処分はどうしたらいですか?

A: 単独処理済化槽を処分する場合は原則として廃棄物処理法上の廃棄物となるため、法に基づいた適切な処分をしなければなりません。処分方法については自治体の廃棄物担当窓口にお問い合わせください。

Q: 今放置されている単独処理済化槽はまだ使えるのですが合併処理済化槽にしなければならないのですか?

A: 平成12年の済化槽法の改正(平成13年施工)により、単独処理済化槽の設置が原則禁止されました。また、単独処理済化槽の使用者は合併処理済化槽への転換に努めなければならないとされました。済化槽の耐用年数は概ね30年といわれており、まだ使用できるものも多く存在します。しかし、単独処理済化槽ではし尿以外の生活排水は処理されずそのまま排出され、周辺の水環境等に悪影響を与えていていますので、早急な合併処理済化槽への転換をお願いいたします。